

沼津市立戸田小中一貫校基本構想業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市が「沼津市立戸田小中一貫校基本構想業務委託」の受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

沼津市立戸田小中一貫校基本構想業務委託

2 業務目的

沼津市立戸田小学校および戸田中学校を施設一体型小中一貫校化するにあたり、既存小学校校舎（昭和 54 年建設）が、中学校校舎（昭和 37 年建設）と比較し 17 年程度新しい建築物であり、延床面積も大きい（小学校 3,350 m² / 中学校 2,647 m²）ことから、小学校校舎等の既存施設の改修により教室、職員室等の充足の可否及び関連する施設の機能的な配置について受託者からの提案を受ける。

また、その内容に基づき、地区推進委員会に提案し、具体的に協議調整することにより、沼津市立戸田小中一貫校基本構想（以下「基本構想」という。）を立案する。

なお、受託者については、協議内容を十分に理解した上で構想内容に盛り込む必要があるため、戸田地区小中一貫校推進委員会に同席するものとする。

3 業務内容

「2 業務目的」を遂行するため、改修計画に係る技術的支援及び沼津市戸田地区小中一貫校推進委員会（以下「委員会」という。）に係る運営支援を行う。

(1) 基本構想に係る技術的支援について

技術的知識や経験を踏まえ、以下の業務を行う。

① 基本構想の検討について

以下のア～エの内容を踏まえて、既存校舎を活用した小中一貫校の基本構想を検討し提案する。

また、校舎だけでなく、校庭、給食調理場、駐車場を含めた施設配置の提案とすること。

ア 基本構想については、委員会での意見等を十分に踏まえ検討すること。

イ 受託者の技術的知識・経験のほか、国の補助メニューや文部科学省が提唱する「学校施設整備指針」、「学校施設長寿命化計画」等を踏まえ、追加または修正することが望ましいと考えるものについては積極的に提案すること。

ウ 校舎については、児童生徒数の推移を踏まえた適切な教室配置を検討すること。

エ 各施設については、老朽化度や最新の地震被害想定における津波浸水域であることを考慮した調査を行い、教室配置等について検討を行うものとし、改修等の計画

は児童生徒数の将来推計を十分考慮しながら、調査、検討結果を踏まえて提案すること。

オ 校舎については、長寿命化改修を前提とした教室配置とし、実施したい下記 a 及び b のことについて考慮すること。

a 機能向上について

- ・多様な学習内容、学習形態に対応できる教室や空間の在り方
- ・省エネルギー化
- ・ユニバーサルデザイン
- ・ランニングコストの低減
- ・防災機能（非構造部材の耐震化を含む）

b 地域との連携機能

カ 計画した改修、増築等については、概算工事費を算出すること

(2) 委員会の運営に係る支援について

受託者からの提案については、本市が開催する委員会（戸田地区小中一貫校推進委員会、開催回数 3 回以内）において検討し意見を聴取する。委員会を円滑に運営するため、以下の業務を行う。

① 資料の作成

委員会で提案するものについては、配付する資料を含め、必要に応じ図・表・グラフ等を使用するなど、専門的知識を有しない者でも理解できるようわかりやすく整理する。また、配付する資料については、ページ数の採番及びホチキス留めを行い、日本工業規格 A 4 を用いて作成する（A 4 以外のサイズを用いる場合は A 4 サイズに折りたたむこと）。

② 提案内容の説明及び質疑・意見に対する回答

委員会で提案するものについては、その内容等を説明し、質疑・意見に対応する。

③ 分析・検証及び回答書の作成

委員会での意見や質疑に対して、専門的観点から分析・検証を行う必要があると判断した場合は、その結果を踏まえ回答書を作成する。なお、その回答書については、市担当者へ提出し、原則、次回の委員会において委員へ配付する。

4 履行期間

契約締結日から平成 29 年 10 月 31 日（火）まで

ただし、教室配置図等改修後のレイアウトに関する図面及び概算工事費の提出については、平成 29 年 8 月 31 日（木）までとする。

5 委託価格の限度額下限及び上限

上限 4,372,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 成果品

成果品については、以下のとおり、提出先へ紙媒体及び電子媒体にて提出する。なお、業務の過程において、ここに定めがない成果品が発生した場合には、沼津市と受託者の協議によるものとする。

(1) 成果品の提出先

沼津市教育委員会 教育企画課

(2) 成果品の内容

下記の内容に基づき作成する。なお、文書表記は 11 ポイント以上を原則とする。

① 紙媒体

成果品	規格	部数	提出期限
沼津市立戸田小中一貫校基本構想	A4 縦版 簡易製本	15部	業務完了後
沼津市立戸田小中一貫校基本構想（概要版）	A4 縦版	50部	業務完了後
教室配置図等改修後のレイアウトに関する図面及び概算工事費	様式自由	1部	8月31日
委員会への提出資料、委員会での意見や質疑に対する分析・検証の結果及びその回答書	A4 縦版	3部	開催日から1か月以内

② 電子媒体

成果物	規格	部数	提出期限
「① 紙媒体」の電子データ	CD-R	2部	業務完了後

注) 電子データの形式は、「WORD」または「PDF」とする。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部または主体部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部をより高度な専門性を有する第三者に委託することができる。この

場合は、事前に沼津市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

8 資料の貸与

沼津市は、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している下記資料について貸与する。この場合、受託者は業務終了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

(1) 沼津市立戸田小学校および戸田中学校に関する資料

- ① 全体配置図（CAD データ）
- ② 各階平面図（CAD データ）
- ③ 戸田小学校耐震補強計画書
- ④ 戸田小学校耐震補強工事建築図面
- ⑤ 沼津市立小・中学校適正規模・適正配置の基本方針（案）
（4/27(木)までパブリックコメント募集期間中であり、5月上旬策定予定）
（参照：
<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/commit/pubcom/h28/syoucyu/index.htm>）
- ⑥ 津波に関するハザードマップ
津波浸水域、海岸の津波高
<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/tunamihazard/4ji/410.pdf>（戸田地区版）
<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/tunamihazard/4ji/4zenshi.pdf>（全市版）
津波浸水域、津波浸水深さ
<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mc=19&mp=1801&z=14&l1=>

9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 成果品に関する著作権及びそれに類する一切の権利は沼津市に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。